

浙江省不正競争防止条例

2000年8月28日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

浙江省不正競争防止条例

(2000年8月25日浙江省第9期人民代表大会常務委員会第22回会議にて可決
2000年8月28日浙江省第9期人民代表大会常務委員会公告第26号公布)

第1章 総則

第1条 公正競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止、取締り、事業者及び消費者の合法的な権益を保護するために、「中華人民共和国不正競争防止法」及び関連法律、法規と本省の実情に基づき、本条例を制定する。

第2条 本条例は本省の行政区域で商品の経営（営利性のサービスを含む）に従事する法人、その他の経済組織及び個人（以下、事業者と総称する）に適用する。

事業者以外のその他の組織及び個人は、市場競争に関わる活動に従事する場合、本条例を遵守しなければならない。

第3条 事業者は市場取引の過程において、自由意思、平等、公平、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵守しなければならない。

本条例において不正競争とは、事業者が「中華人民共和国不正競争防止法」と関連法律、法規及び本条例に違反してその他の事業者の合法的な権益を損害し社会経済秩序を攪乱する行為をいう。

第4条 県級以上の工商行政管理部門は不正競争行為に対し監督検査を行う。法律、行政法規に規定するその他の部門が監督検査を行う場合、当該規定に従う。

第5条 業界協会、同業公会は法律、法規及び定款により、業界の自律を強化し、本業界における不正競争行為を制止しなければならない。

第2章 不正競争行為

第6条 事業者は無断で著名商品の特有な名称、包装、デザインまたは著名商品と類似の名称、包装、デザインを使用し、無断で著名商品と同じ包装、デザインまたは著名商品と類似の包装、デザインを製造、販売し、無断で著名商品と同じ包装、デザインまたは著名商品と類似の名称、包装、デザインの商品を販売してはならず、購入者に当該著名商品であるかの誤認をさせてはならない。

本条例において著名商品とは次のものをいう。

- (1) 法により国家馳名商標或は省著名商標の称号を取得した商品。
- (2) その他の市場において一定の知名度があり、関わる大衆に知られている商品。

第7条 事業者は無断で他人の企業名称、氏名及びその名称または氏名を代表するマーク、パターン、コードを使用して大衆に当該他人の商品であるかの誤認させてはならない。

事業者は授權を得ずに特約経営販売、総経営販売、総代理、専売などの形で経営活動に

従事してはならない。

第8条 事業者は次の手段で、商品或は包装物の上に商品の虚偽表示或は大衆の誤解を招く表示をしてはならない。

(1) 法により審査認可する必要のある標識、証明書類を偽造し盗用し、または取り消された標識、証明書類を使用する。

(2) 加工地、生産地、原産地、規格、性能、等級、用途、効果、数量、成分及びその含有量、生産日時、有効期間、経営状況、アフターサービスなどの虚偽表示をし、または以上の内容について大衆の誤解を招く表示をする。

(3) 法により事実どおりに表示をすべき内容については表示をしない。

第9条 給水、給電、熱供給、ガス供給、郵政、電信、保険、医療機関、有線テレビ、専売などの機関及び法により独占的地位を有する事業者は、以下に記載する競争制限行為をしてはならない。

(1) 付随し提供する、又は指定の事業者が提供する関連商品及び部品のみを購入、使用するように制限し、且つその他事業者が提供する技術基準に適った同類の商品を購入、使用できないように使用者、消費者に制限する。

(2) 提供事業者又は指定事業者が提供する不要な商品や部品を使用者、消費者に購入するよう強制する。

(3) その他事業者が提供する技術基準に適った同類の商品を、使用者、消費者が購入、使用することを妨害する。

(4) 競争制限行為を排斥する組織や個人に対して、商品の販売を拒絶、中断、延期、削減する、若しくは料金を加算する。

(5) その他の競争制限行為。

第10条 政府及び所属部門、それに法により行政管理職責を有している単位は行政権力を乱用し、以下に記載する競争制限行為をしてはならない。

(1) 事業者の商品販売を制限し、または他人がその指定する事業者の商品を購入するように限定する。

(2) 検査基準の向上、審査・認可手続きの複雑化、料金の増加などの手段で、商品流通を制限する。

(3) 職権を利用し、審査承認を怠り、事業者が取引機会を得ることを妨害する。

(4) 同等条件を有している事業者に対しては平等でない待遇を与える。

第11条 事業者は広告または次の方法を用いて、商業名誉或は商品の品質、成分、制作方式、性能、用途、生産者、産地、有効期間、経営状況、アフターサービスなどの虚偽宣伝或は大衆の誤解を招く宣伝をしてはならない。

(1) 他人を雇用、または同行させて欺瞞的方法で販売の勧誘をする。

(2) 虚偽の現場出演と説明をする。

(3) 虚偽の広告或は大衆の誤解を招く声明性の公告を刊行、公布する。

(4) その他の虚偽宣伝或は大衆の誤解を招く宣伝。

第12条 事業者は競争相手を排除し、或いは市場を独占することを目的としてコスト

を下回る価格で商品を販売してはならない。

次の状況の一つに該当する場合は、不正競争行為とみなさない。

- (1) 生鮮商品を販売する。
- (2) 有効期限が切れようとしている商品、或いはその他デッドストックを値下げ処理する。
- (3) シーズン商品の値下り。
- (4) 債務弁済、転業、営業停止などにより値下して商品を販売する。

第 13 条 事業者は商品を販売する場合、購入者の意思に背いて商品の抱き合わせ販売をし、或いはその他不合理的な条件をつけてはならない。

第 14 条 事業者は以下に記載する懸賞付販売を行ってはならない。

- (1) 懸賞付きと偽称する、或いは意図的に内定者に当選させる。
- (2) 懸賞品の種類、当せん確率、最高賞金額、懸賞金総額及びその賞品の種類、数量、賞品引換えの日時、場所、方法について虚偽の表示をするまたはそれらを公開しない。
- (3) 懸賞付販売の手段を利用し、品質の劣る商品を高額で売り込む。
- (4) 当りの表示がある商品、くじを設ける欺瞞的方法で市場に出荷し、承諾通りに約束を実現しない、または当選者が交換できないようにする。
- (5) 抽選による懸賞付販売で、最高賞が現物またはその他形式による奨励であり、それと同時期に同種の市場価格に換算して、5000 元を超過する。
- (6) その他不当な懸賞付販売行為。

第 15 条 事業者は以下に記載する手段で、虚偽の事実を捏造し吹聴して競争相手の商業名誉或いは商品信用を侵害してはならない。

- (1) 比較性の広告或は声明性の公告を刊行し、または情報発表会などの形で虚偽宣伝をし、競争相手に低く評価する。
- (2) 取引先、消費者の名義を利用し、または他人を支配、雇用して取引先、消費者の名義を利用して、メディア或は関連部門に虚偽の苦情申立或いは摘発をする。
- (3) 宣伝品を貼り、配布、郵送し、またはメディア、インターネットを用いて競争相手の生産、販売、労務、商品品質、価格、取り引き条件、企業イメージ、企業経営状況などについて中傷する。
- (4) その他の中傷行為。

第 16 条 入札者の間は以下に記載する手段で入札共謀をしてはならない。

- (1) 入札の価格の引き上げ、引き下げる。
- (2) 順番に高い価格或は安い価格で落札する。
- (3) 前もって落札者を内定し、再び入札に参加する。
- (4) その他の入札共謀行為。

入札者と入札要請者とが、以下に記載する手段で結託して競争相手の公正競争を排除してはならない。

- (1) 入札要請者は入札者に入札要請条件を漏れる。
- (2) 入札要請者は入札者にその他の入札者の入札条件を漏れる。
- (3) 入札要請者と入札者とは協議し、落札した後余分の補償をする。
- (4) 入札要請者は前もって落札者を内定し、それにより落札者を確定する。

(5) その他の入札共謀行為。

第 17 条 事業者は以下に記載する不正の手段で、市場を操り、公正競争を妨害してはならない。

- (1) 他人に脅迫して自分と取り引きをさせ、または自分との競争をやめさせる。
- (2) 他人に脅迫して競争相手との取り引きを放棄させる。
- (3) 他人と競争相手との正常な取り引きを妨害する。
- (4) 競争相手の正常な経営活動を妨害する。

第 18 条 事業者の間は契約書、協議書、提議書或はその他の形で市場の分割、取り引き相手の限定、商品数量の限定などの公正競争の制限或は妨碍の共同行為をしてはならない。

第 19 条 いかなる組織及び個人は不正競争行為に許可書、経営許可証、資金、場所、口座、領収書、契約書、証明書類及びその他の便利な条件を提供してはならない。

第 3 章 監督検査

第 20 条 監督検査部門は不正競争行為を取り締まる場合、規定する手続に従い以下に記載する権力を行使する。

- (1) 不正競争行為に従事した事業者に訊問し、関連組織或は個人を調査する。
- (2) 不正競争行為に関する契約書、領収書、帳簿、文書、広告宣伝品及びその他の資料を査閲、コピーする。
- (3) 不正競争行為に関する場所、財物を検査する、取り替え、移転、隠匿、廃棄の恐れのある不正競争行為に関する財物は、県級以上の監督検査部門の責任者の認可を受けて、差押、押収の行政強制的措置を講じることができる。

第 21 条 監督検査部門が差押、押収した財物の期間は 2 ヶ月を超えてはならない。事件の複雑さなどの特殊な原因で延期する必要がある場合、県級以上の監督検査部門の責任者の認可を受けなければならず、延期の期限は長くとも 1 ヶ月を超えてはならない。腐りやすい、くずれ易い、変質しやすいなど、長期保存できない品物は、法定する手続きにより前もって処理することができる。

差押、押収した財物は、当事者が規定する期間以内、法に依らず、処理を受け入れなく、また行政再審、行政訴訟を提起しない場合、監督検査部門は、法定する手続きにより前もって処理することができる。

第 22 条 監督検査部門は不正競争行為を監督、検査する場合、被検査事業者、利害関係者及び証人が関連資料と状況をありのままに提供しなければならず、拒否、遅延或は虚報をしてはならない。

第 23 条 監督検査部門は不正競争行為を調査、処分する場合、本級人民政府の所属部門、下級人民政府及び法により行政管理職責を有している機関が本条例の第 10 条に違反した行為を発見する場合、速やかに行政法律執行について提案をし、被提案者が提案を受け取った日より 1 ヶ月間以内に監督検査部門に書面で返答する。

第 24 条 事業者、消費者はその合法的な権益が不正競争行為により損失を受けた場合、監督検査部門に苦情を申し立てる権利を有する、監督検査部門が苦情申立を受理後、7 営業日以内に受理をするか否かの決定を下さなければならない、また苦情申立者に知らせなければならない。監督検査部門は受理を決定した苦情申立に対し、法律、法規及び規章に規定する期間以内に処理しなければならない。

第 4 章 法律責任

第 25 条 不正競争行為に従事する事業者に対し、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、異なる情状により以下に記載する措置を講じて違法状態を是正し、または除去し、また本章により処罰をすることができる。

- (1) 公開に是正し、影響を除去するよう命じる。
- (2) その生産、関連商品の販売を停止するよう監督する。
- (3) 各種違法のマークを没収して廃棄する。
- (4) 商品の上にある違法のマークを除去するよう命じて監督する。
- (5) 直接に不正競争行為のために利用した金型、印刷版などの専用工具を廃棄するよう命じて監督する。
- (6) 違法のマークと物品を分離しにくい、技術的な処理が難しい場合、没収し、または監督して廃棄する。

第 26 条 本条例第 6 条の (1)、第 7 条、第 8 条に違反した場合、監督検査部門は違法の所得を没収しなければならない、情状により、違法の所得の 1 倍以上 3 倍以下、または 5000 元以上 5 万元以下の料金を科することができる。

第 27 条 本条例第 9 条に違反した場合、省級或いは区を設けている市の監督検査部門は情状によって 5 万元以上 20 万元以下の料金を科することができる。指定された事業者はその被指定により品質が劣りながら価格が高い商品または費用をみだりに徴収した場合、監督検査部門は違法所得を没収しなければならない、情状により、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下、または 5000 元以上 5 万元以下の料金を科することができる。

第 28 条 本条例第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条に違反した場合、それぞれ「中華人民共和国不正競争防止法」、「中華人民共和国価格法」及び「中華人民共和国入札要請及び入札法」の関連規定により処罰することができる。

第 29 条 本条例第 13 条、第 15 条、第 17 条に違反した場合、監督検査部門は情状によって 1 万元以上 10 万元以下の料金を科することができる。

第 30 条 本条例第 18 条に違反した場合、監督検査部門は情状によって共同行為に参加したそれぞれの事業者に対して 1 万元以上 10 万元以下の料金を科することができる。

第 31 条 本条例第 19 条に違反し、相手が不正競争行為に従事していると明らかに知った、或は知りうるべき、また便利な条件を提供した場合、監督検査部門は違法の所得を没収し、情状によって 1000 元以上 2 万元以下の料金を科することができる。

第 32 条 事業者は本条例第 22 条に違反し、監督検査の必要な資料の提供を拒否し、または虚偽資料を提供する場合、監督検査部門は是正を命じ、警告し、期限を過ぎても是正しない場合、5000 元以下の料金を科することができる。

第 33 条 事業者は本条例に違反して行政処罰を受けた場合、その負うべき民事賠償責任を免除しない。

第 34 条 監督検査部門及びその公務員は次の状況の一つに該当する場合は、上級行政機関或は関連部門が是正を命じ、直接に担当する主管人員とその他の直接的責任者に対して法により行政処分を与える、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

- (1) 違法的に検査し、または行政強制的措置を講じる。
- (2) 押収した財物を使用し、または破れる。
- (3) 料料、財物の没収は法定の受領書を使用しない。
- (4) 料料、没収した財物或は押収した財物を差し止め、勝手に配分しまたは変則的に配分する。
- (5) 不正競争行為に参加し、または支援し、庇護する。
- (6) 当事者の商業秘密を漏れる。
- (7) 事業者、消費者からの苦情申立に対して法により受理しなくまたは故意に延期する。
- (8) その他の私利をむさぼり汚職をはたらき、職権を乱用し、職務をおろそかにする。

第 5 章 付則

第 35 条 本条例は 2000 年 12 月 1 日から施行する。